

議案第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第  
76号）が施行されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要があるため  
提案する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和47年南風原村条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長

別表第1に次のように加える。

教育長	604,000円
-----	----------

別表第2に次のように加える。

教育長	同上	同上	同上	同上	3,000	14,800 円を限度として実費支給をする。	13,300 円を限度として実費支給をする。	3,000
-----	----	----	----	----	-------	---------------------------	---------------------------	-------

(特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例(昭和47年南風原村条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長

(南風原町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 南風原町職員等の旅費に関する条例(昭和47年南風原村条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「教育長、」を削る。

別表教育長の項を削り、同表職員の項航空賃の欄中「同上」を「実費」に改め、同項車賃の欄中「同上」を「実費又は1キロメートルにつき37円」に改め、同項中

「2,400」の次に「円」を、「2,200」の次に「円」を加え、同表その他の職員の項中  
「2,400」の次に「円」を、「2,200」の次に「円」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。